

「検査の流れ」・「検査手数料の支払い方法」・「約款」をご確認のうえ保管をお願いいたします。

検査の流れ

- 1 検査の実施予定日が決まりましたら、郵便にてお知らせいたします。前回実施した月と同時期、年末年始を除く平日の昼間となりますが、検査効率向上のため、検査時期を変更する場合がございます。ただし、毎年の検査申し込みを希望する方は、検査日程が近づきましたら申し込み書を郵送いたします。
- 2 ご不在の場合でも、検査の実施に特に支障がない状況であれば、実施させていただきますが、お客様のご都合が合わない場合はご連絡ください。
- 3 当日は現場での検査を実施し、併せて放流水を採取させていただき、当センターに持ち帰り水質分析を行います。また、「検査済の証」を浄化槽の近くに貼らせていただきます。
- 4 後日、検査結果書を郵送いたします。水質分析に日数がかかるため、お手元に届くまで2～4週間程度かかりますが、ご了承ください。
- 5 検査結果書が届きましたら、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

検査手数料の支払い方法

- 1 「口座振替」をご希望の方は、後日、口座振替依頼書を郵送いたします。
- 2 「現金」にてお支払いをご希望の場合は、検査当日に検査担当者にお申し出ください。領収書を発行いたします。
- 3 「コンビニ支払い」及び「郵便振込み」をご希望の場合は、検査結果書と併せて払込取扱票付の請求書を郵送いたします。
- 4 「銀行振込み」ご希望の場合は、検査結果書と併せて請求書を郵送いたします。
3、4のお支払い方法について別途手数料が発生する場合は、お客様ご負担となります。

約 款

第1条（信義誠実の義務）

お客様及び一般財団法人静岡県生活科学検査センター（以下「センター」という。）は、この約束を信義に従い誠実に行わなければならない。

第2条（業務の内容）

センターは、浄化槽法第7条及び第11条の検査を浄化槽法その他の関係法令を遵守し、実施することとする。実施後、お客様に「検査済の証」を交付するとともに、「検査結果書」を作成し提出するものとする。

第3条（報告）

センターは、浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定に基づき、必要な事項を県知事に報告するものとする。

第4条（情報の開示）

センターは、浄化槽の維持管理向上のため、必要に応じて、お客様より委託を受けている管理業者に情報提供を行う。また、官公庁から要請があった場合も同様とする。

第5条（継続の更新）

本申し込みの更新については、双方異議のない場合は同一条件にてさらに一年間延長するものとし、その後においても同様とする。ただし、毎年の検査申し込みを希望する方、センターが書類の送付が必要と判断した場合、検査手数料のお支払いの確定ができない場合はこの限りではない。

第6条（検査手数料の請求及び支払い）

- 1 センターは、全ての業務を完了した場合、お客様に検査手数料を請求し、お客様は速やかに支払うものとする。
- 2 検査手数料の支払期限日を過ぎてもお支払いの確定ができず、催告に応じない場合は法的措置を検討するものとする。

第7条（申し込みの解除）

お客様は対象施設の取り壊し等、継続の解除が必要となった場合は、あらかじめセンターに通知するものとする。

第8条（検査実施方法及び不在時検査）

- 1 検査日程が決定したときは、センターはお客様に検査実施日をあらかじめ書面により通知するものとする。
- 2 検査当日、お客様が不在の場合であっても検査の実施に特に支障がない状況であれば、センターは検査を実施することができる。ただし、お客様からの立ち合いの申し出があった場合は、この限りではない。
- 3 センターは、業務履行の効率化を図るのに検査時期の変更を求める場合がある。

第9条（秘密の保持）

センターは、申し込みの際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめお客様の承認を得たときは、この限りではない。

第10条（損害賠償）

センターが業務の実施に関し、お客様又は第三者に損害を与えた場合、損害の発生がセンターの業務に起因するときは、速やかにその損害を被害者に賠償しなければならない。

第11条（疑義の決定）

この申し込みに関する疑義及びこの申し込みに定めない事項については、双方で協議して定めるものとする。